

国連女性差別撤廃委員会 第 63 会期 (2016 年 2 月 15 日～3 月 4 日)  
日本審査に向けたアムネスティの提言書 (翻訳)



## はじめに

国連女性差別撤廃委員会が第 7 回および 8 回の日本政府報告書を審査するにあたり、アムネスティ・インターナショナルは同委員会に対し、以下の情報を提供する。この提言書は、日本社会における女性の権利の尊重、保護および実現状況など権利全般には言及しておらず、日本と韓国の両政府間の合意などの最近の出来事を含む、第二次世界大戦前および戦中の日本軍性奴隷制度の問題に絞っている。

## 第二次世界大戦前および戦中の旧日本軍による性奴隷制度

1932 年から第二次世界大戦中にかけて、アジア太平洋圏の各地で女性たちは旧日本軍による性奴隷制度に組み込まれた。旧日本軍は、年齢、貧困、階級、家族の社会的地位、教育、国籍、民族に基づいて、だましやすく性奴隷制の罠に陥りやすい女性や少女らを標的にした。中には力づくで連行された者もいた。全員が自由を奪われた中で性奴隷になることを強要された。その結果、生き残った女性たちは、身体的・精神的な病気や孤独、羞恥心、多くの場合は極度の貧困に苦しみ、現在もその苦しみは続いている。

日本政府は、この問題に対する法的立場を盾に長らく頑なな態度を崩さず、すべての賠償義務は 1951 年のサンフランシスコ平和条約やその他の二国間平和条約および協定の下で解決済みであると主張している。アムネスティ・インターナショナルは、これらの条約や協定には性奴隷が含まれておらず、個人が完全な賠償を求める権利を排除していないことから、政府の立場を支持することはできないと考えてきた。日本政府が設立した民間基金であるアジア女性基金は、賠償の国際基準を満たしておらず、被害者を沈黙させる手段だとみなされてきた。

2013 年 5 月、国連拷問禁止委員会は日本政府に対して、「『慰安婦』問題の解決に向けて、被害者を中心に置く法的および行政的措置を講じること」を強く求めた。同委員会の勧告には、日本政府が軍性奴隷制度に対する法的責任を公式に認めること、政府当局者や公人が制度の存在を否定しようとする発言に反駁すること、関連資料を開示すること、事実を徹底的に調査すること、被害者に賠償の請求権を認めること、そして市民に同制度について教育することなどが含まれていた。

アムネスティ・インターナショナルは、第二次世界大戦における性奴隷制度の被害者に正義を果たすよう繰り返し日本政府に訴え、日本は国際法の下、戦争犯罪や人道に対する罪を構成するこれらの犯罪への全面的かつ実効的な賠償を行う義務があると指摘してきた。最近では2015年11月に日本政府に宛てた公開書簡において、被害者の見解や要求を考慮に入れた被害者中心の解決手法を取ることを強く求めた。

日本および韓国政府は2015年12月28日、第二次世界大戦前および戦中の旧日本軍による性奴隷制問題を解決することに合意した。しかし、この合意は（婉曲的に『慰安婦』と称されている）被害者や彼女らを支援する団体の大多数から歓迎されていない。交渉の場に被害者は不在で、合意に関する見解を述べることもできなかった。自分たちの意思が反映されていないため、交渉は「屈辱的だ」という意見を表明している被害者もいる。

日本政府高官や公人は、1932年から第二次世界大戦終戦までの旧日本軍による性奴隷制度の存在を否定したり、あるいは同制度を正当化し続けてきた。2015年末に両政府が合意に達した後も、それらの言動が繰り返された。

合意のなかで日本の責任を認めたにもかかわらず、日本の公人からは第二次世界大戦前および戦中の日本軍性奴隷制度は許容範囲であるかのような発言が続いている。1月14日、与党自民党議員で元文部科学副大臣の桜田義孝氏は、「慰安婦は職業としての娼婦」と発言した。桜田氏はその後発言を撤回したが、慰安婦に対する組織的な戦争犯罪を葬ろうとする、相も変わらぬ姿勢が、被害者の屈辱と苦悩を長引かせ、彼女たちの尊厳の回復を妨げている。

性奴隷制は国際法上の犯罪であることを認め、後世に向けて歴史的事実として記録しておくことは、将来決して同じ過ちを繰り返さないため、そして紛争下における性的暴力犯罪を不処罰にしないための重要な一歩である。しかし、今回の合意は、韓国政府は今後決してこの問題を持ち出さないこと、旧日本軍による性奴隷制度の被害者を記憶するソウルの「平和の碑」を撤去することなどを盛り込んでおり、透明性、真実と和解への取り組みとは逆行するものだろう。

中国、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシアなどアジア太平洋地域の女性も、旧日本軍により性奴隷を強要されていた。このことについて、菅義偉内閣官房長官は、韓国との合意後、「慰安婦」問題に関して他の国ぐにと新たに交渉を始めるつもりはないことを示唆した。すべての生存者が同様に賠償を受ける権利を得るべきであり、国籍を基に異なる扱いを受けるべきではない。

## 勧告

アムネスティ・インターナショナルは、日本政府に以下を勧告する。

- 国籍に関わらず、生存する被害者、故被害者、その家族を含め、日本軍性奴隷制の直接的な結果として被害を被ったあらゆる個人への十分かつ中身のある賠償を提供すること。
- 金銭賠償に加え、原状回復、社会復帰、無条件の謝罪、再発防止など、被害者たちが求める物心両面での賠償を提供すること。
- 賠償請求や裁判所に申し立てるなどの権利を損なう施策は、すべて排除すること。
- 韓国政府と協力し、これらの賠償措置を実施する実効性ある制度を設置すること。
- 歴史や公文書、日本の教育制度で使用される教科書に旧日本軍による性奴隷制度の正確な記載を行い、再発防止に努めること。
- 軍性奴隷制度の事実を否定または正当化しようとする政府関係者および公人の発言に反駁すること。

**JAPAN- SUBMISSION TO THE COMMITTEE ON  
THE ELIMINATION OF DISCRIMINATION  
AGAINST WOMEN**

63TH SESSION, 15 FEBRUARY – 4 MARCH 2016

Amnesty International January 2016

AI Index: ASA 22/3293/2016